

【注意】物件情報の無断掲載はトラブルの元

元付会社さまから「掲載許可を出していないのに、他社がアットホームに物件を無断で掲載している」とお問い合わせをいただくことがあります。物件情報を転載する際に元付会社さまへの確認を怠ると、トラブルに発展することもあります。必ず掲載確認を行っていただくよう、お願いいたします。

ご確認ください

- ①最新の物件情報（募集状況、賃料、条件 など）
- ②媒体ごとの掲載可否（自社ホームページ、不動産情報サイト アットホーム など）
- ③転載内容（概要、間取り図、外観・室内画像 など）

アットビービー

ATBB（不動産業務総合支援サイト）の物件登録時には、「先物区分」欄への元付会社情報の登録をお願いします。

<input checked="" type="checkbox"/> 先物物件	
元付会社名	〇〇〇不動産株式会社
先方担当名	山田さん
TEL	03-0000-0000
確認日	西暦 2019 年 6 月 15 日 本日
確認方法	FAX

登録時のご注意

「先方担当名」には、転載許可をとった元付会社さまの担当者名をご登録ください。「担当者」「男性」「女性」といった登録や「\\」「/」などの記号や、ご自身の名前は登録不可です。

※転載許可を音声ガイダンスで確認した際に、「先方担当名」が不明の場合は「ガイダンス」などをご登録ください。

新築住宅の広告開始時期にご注意ください

新築住宅の広告は建築確認を取得するまで行うことができません。建築確認申請前や申請中に広告を行うと「宅地建物取引業法」および「不動産の表示に関する公正競争規約」に抵触します。法令、規約を遵守した正しい広告を行っていただくよう、お願いいたします。

建築確認を取得済の場合のみ新築住宅の広告が可能です。

建物が未完成の場合は建築確認番号の表示が必要です、建築確認番号は正確に記入してください。

【参考】首都圏不動産公正取引協議会の措置事例

首都圏不動産公正取引協議会ホームページ
公取協通信第300号（平成31年4月号）より抜粋

所在地	神奈川県【免許更新回数：(2)】	措置結果	嚴重警告・違約金
対象広告	インターネット広告		
違反概要	I ホームページに掲載の8物件について、 ①おとり広告（契約済み）（8件）②情報登録日又は直前の更新日不記載（8件） ③建物面積に車庫面積が含まれているのにその旨及びその面積不記載（1件） II 不動産情報サイトに掲載の1物件について、「新築一戸建て」、「販売戸数11戸」、「建築確認番号 第KBI-YKH18」 →建築確認を受けていないため広告及び取引不可、表示の番号は架空のもの。		

新築一戸建てとして販売するものを、建築確認を取得するまでの間、「建築条件付土地」として広告することはできません。広告開始時期の制限違反として取り扱われます。建築確認を取得後、新築一戸建てとして広告してください。

★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会（*）が統一テーマにて発信しております。

*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認ください。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/

★上記TOPICは、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。